

宇治市電子契約実施要領

令和8年7月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市（以下、「市」という。）が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 市の委託に基づき電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (4) 電子契約書 法令に定める措置を講じた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成する契約書（変更契約書を含む。以下同じ。）をいう。
- (5) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する措置を講じた契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証文字列をいう。
- (8) 承認者 契約相手方が承認した電子契約について、当該契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し、電子契約サービスによる電子署名の付与を承認する者をいう。
- (9) 担当者 市の職員のうち、契約相手方に電子契約を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、市が締結する契約等に利用できるものとする。

(宇治市契約事務取扱要領別表に規定する、契約課に依頼を要する案件に限る。)ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約
- (2) 契約期間に保存年限を加えた期間が10年を超える契約
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
- (4) 宇治市契約事務取扱要領第8条第2項に定める緊急課長委任による契約

(承認者の設置)

第4条 契約課、上下水道部においては上下水道総務課に承認者を置き、所属長をもって充てる。承認者が不在のときは、宇治市事務決裁規程(昭和58年宇治市訓令甲第1号)、上下水道部においては宇治市上下水道部事務決裁規程(昭和58年宇治市水道事業管理規程第3号)の代決規定の例により処理するものとする。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理をするため、電子契約サービス運用管理者(以下「管理者」という。)を置き、契約課長をもって充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し、各所属長に付与する。

2 アカウントの変更は、管理者が原則的に行うものとする。

3 パスワードの設定及び変更は、各所属長が行うものとする。

4 アカウントの取扱いは、各所属長及び担当者がこれを適正に行わなければならない。

5 所属長は、パスワードを所属外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(事故報告)

第7条 所属長はパスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(利用方法)

第8条 担当者は、契約相手方からの電子契約利用申出書の提出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

2 提出した電子契約利用申出書の内容に変更があった場合、契約相手方は再度電子契約利用申出書を提出するものとする。申出を撤回する場合は、市の担当者と協議の上、文書（電子メールを含む。）にてその旨を申出なければならない。

3 変更契約において、申出の撤回がされていない場合は、第1項及び第2項により提出された電子契約利用申出書により、電子契約サービスを利用した契約締結の意思があるものとみなす。

(電子契約書の保存等)

第9条 電子契約書データは、市長が定める方法により、適切に保存し、及び管理しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1. この要領は、令和8年7月1日から施行する。